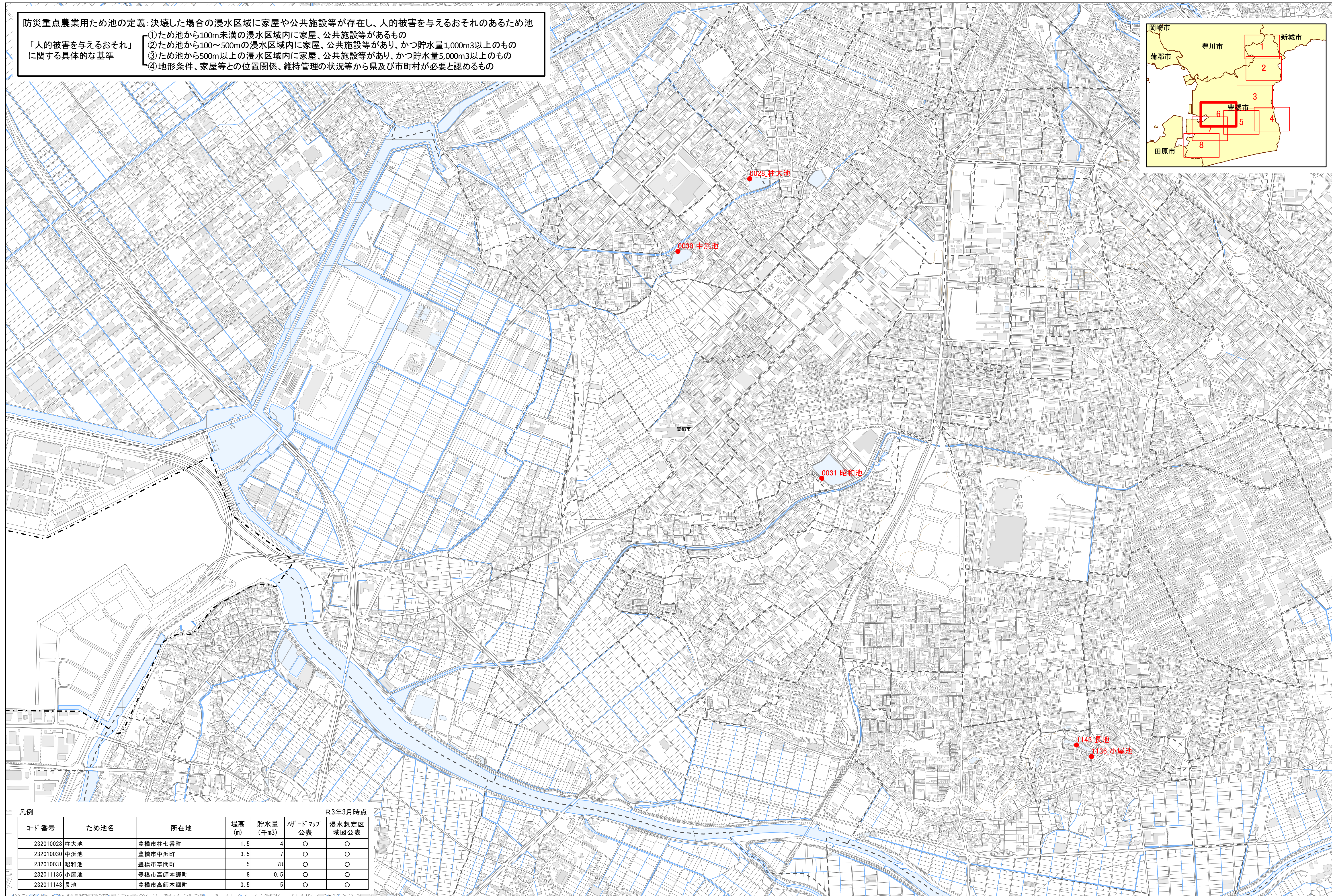
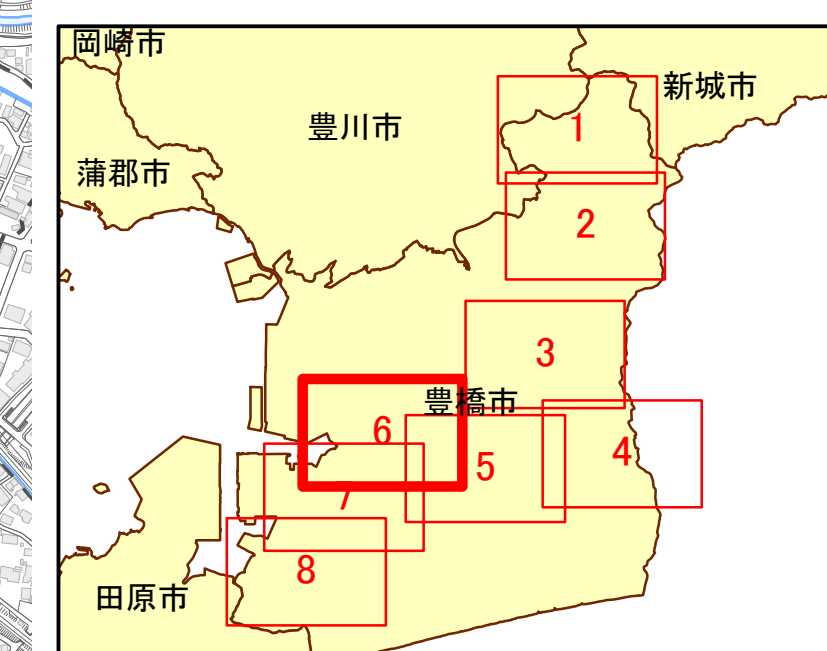


防災重点農業用ため池の定義：決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池
 「人的被害を与えるおそれ」に関する具体的な基準

- ①ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- ②ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの
- ③ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの
- ④地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から県及び市町村が必要と認めるもの



凡例

コード番号	ため池名	所在地	堤高 (m)	貯水量 (千m ³)	ハザードマップ公表	浸水想定区域図公表
232010028	柱大池	豊橋市柱七番町	1.5	4	○	○
232010030	中浜池	豊橋市中浜町	3.5	7	○	○
232010031	昭和池	豊橋市草間町	5	78	○	○
232011136	小屋池	豊橋市高師本郷町	8	0.5	○	○
232011143	長池	豊橋市高師本郷町	3.5	5	○	○

R3年3月時点

